



第75回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年6月22日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催
場所

大阪市西区新町1丁目7番1号
当社本社4階会議室
※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時まで

Contents

| | |
|------------------|----|
| 第75回定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| 議決権行使の方法についてのご案内 | 5 |
| 株主総会参考書類 | 8 |
| ▶ 事業報告 | 38 |
| ▶ 連結計算書類 | 58 |
| ▶ 計算書類 | 60 |
| ▶ 監査報告書 | 62 |

日本ピラー工業株式会社

証券コード：6490

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

第75回定時株主総会を2023年6月22日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は、1924年の創業以来、CLEAN（環境）・SAFETY（安全）・FRONTIER（最先端技術への貢献）に関わる社会課題の解決にチャレンジしつづけてきました。100年近い歴史のなかで、技術・製品・サービス・生産技術の開発を行ってきた結果、当社製品が活躍する市場は多岐にわたります。また近年、グローバル市場の開拓にも力を入れ、多くの国の幅広い分野で「流体制御」や「材料技術」をコアとしたソリューションを提供しております。

来る創業100周年を見据え、激変する社会情勢と競争環境のなかでさらなる企業価値向上とサステナブル社会への貢献をともに実現し、すべてのステークホルダーにとって、より良い企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

2023年6月

代表取締役社長
社長執行役員

岩波嘉信



日本ピラー工業の社是・経営理念

社是

品質第一 和衷協力 一步研究

経営理念

1. 住みよい地球と豊かな社会環境づくりに貢献します。
2. 独創的で高品質な製品を提供し、お客様にとってかけがえのない企業を目指します。
3. 法令・社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行います。

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。

また、事業環境の変化に迅速に対応し、省資源かつ安全でクリーンな地球環境づくりに貢献するとともに、法令や社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動に努め、豊かな地域社会の発展に貢献することを目指しております。

(証券コード：6490)

2023年5月30日

(電子提供措置の開始日2023年5月25日)

株 主 各 位

大阪市西区新町1丁目7番1号

日本ピラー工業株式会社

代表取締役社長 岩波 嘉信

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.pillar.co.jp/ja/ir/shareholder/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「日本ピラー工業」又は「コード」に当社証券コード「6490」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、後記の「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照いただき、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区新町1丁目7番1号 当社本社4階会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第75期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様と同書面を一律でお送りいたします。

- ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、上記の事項は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

(2) 議決権行使書に賛否の表示がない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) インターネット並びに書面による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時受付分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
詳細は6頁から7頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

郵送による 議決権行使の場合

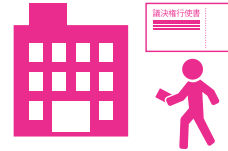


行使期限

2023年6月21日(水曜日)
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会に ご出席の場合



開催日時

2023年6月22日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから**当社の指定する議決権行使ウェブサイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年6月21日（水曜日）午後5時受付分まで

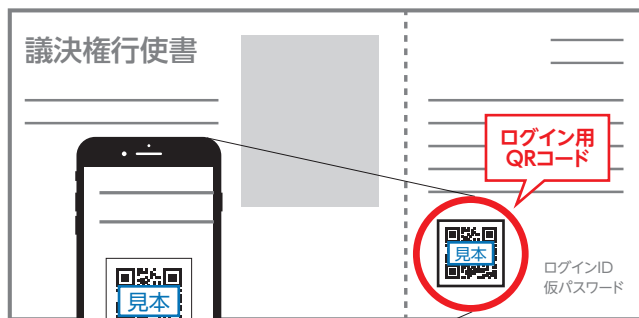
※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力不要**です。



議決権行使書用紙（右側）

同封の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する場合は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン・スマートフォンの場合

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://evote.tr.mufig.jp/>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード **ログイン**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

入力して「ログイン」をクリック

3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角) **送信**

>>>ご注意ください<<<
新しいパスワードは8文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の組み合わせで入力してください。

送信をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます (パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます)。

※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金、通信料金等) は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、第75期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき普通配当79円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金79円 総額 1,840,561,197円

なお、中間配当金として1株につき54円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき133円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 | 取締役会出席回数 (2022年度) |
|-------|---|-------------------------------|----------------------|
| 1 | いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 再任 | 代表取締役会長 | 100% (9回/9回) |
| 2 | いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 再任 | 代表取締役社長 社長執行役員 | 100% (9回/9回) |
| 3 | ほし かわ いく お 星 川 郁 生 再任 | 取締役 専務執行役員 技術・生産部門管掌、三田工場長 | 100% (9回/9回) |
| 4 | しゆく なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 再任 | 取締役 専務執行役員 管理本部長、経営企画部長 | 100% (9回/9回) |
| 5 | すず き よし のり 鈴 木 吉 宣 再任 社外 独立 | 社外取締役 | 100% (9回/9回) |
| 6 | こま むら じゆん いち 駒 村 純 一 再任 社外 独立 | 社外取締役 | 100% (9回/9回) |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|---|--|---|----------------|
| 1 |  <p>いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 (1948年12月14日生) 再任</p> | <p>1978年 8 月 当社入社 当社取締役</p> <p>1985年 2 月 当社常務取締役</p> <p>1987年 8 月 当社取締役副社長</p> <p>1989年 6 月 当社代表取締役社長</p> <p>2007年 6 月 当社社長執行役員</p> <p>2020年 6 月 当社代表取締役会長（現任）</p> | 742,329株 |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>岩波清久氏は、永年にわたり当社の代表取締役として当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営に関する高い見識、実績、能力、豊富な経験を勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 2 |  <p>いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 (1979年 9 月 5 日生) 再任</p> | <p>2010年 6 月 当社入社 当社執行役員</p> <p>2012年 6 月 当社取締役</p> <p>2014年 6 月 当社常務執行役員</p> <p>2018年 6 月 当社専務執行役員 当社営業本部長</p> <p>2020年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）</p> | 82,929株 |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>岩波嘉信氏は、当社の社長として強いリーダーシップを発揮し経営を担っており、国内外の営業部門における豊富な経験と幅広い見識及び経営全般に関する見識等を勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--|---|--|------------|
| 3 |  <p>ほし かわ いく お 星 川 郁 生 (1957年6月9日生)</p> <p>再任</p> | <p>2010年6月 当社執行役員 2014年6月 当社常務執行役員 2016年3月 当社三田工場長（現任） 2016年6月 当社取締役（現任） 当社技術・生産部門管掌（現任） 2018年4月 当社生産本部長 2018年6月 当社専務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 日本ピラーメキシコ株式会社代表取締役 滁州ピラー工業有限公司董事長</p> | 26,906株 |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>星川郁生氏は、技術・生産部門管掌として近年の増産体制を確立するとともに、生産性向上での高い実績を勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 4 |  <p>しゅく なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 (1959年5月27日生)</p> <p>再任</p> | <p>2014年5月 当社入社 当社経営企画部長（現任） 2014年6月 当社取締役（現任） 当社執行役員 2016年6月 当社常務執行役員 2017年3月 当社安全保障貿易管理室長、情報システム部長 2018年6月 当社管理本部長（現任） 2020年6月 当社専務執行役員（現任）</p> | 19,006株 |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>宿南克彦氏は、管理本部長として、主に経営企画、経理、総務、人事の分野でリーダーシップを発揮しており、十分な実績と過去からの経験による豊富な知見を勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|------------|
| 5 |  <p>すずき よしのり 鈴木 吉宣 (1952年4月27日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> | <p>1975年4月 立石電機株式会社(現 オムロン株式会社)入社 2003年6月 同社執行役員 2006年6月 同社執行役員常務 2013年4月 同社執行役員専務 2013年6月 同社専務取締役CFO 2014年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授 2014年6月 オムロン株式会社代表取締役副社長CFO 2019年6月 当社社外取締役 (現任)</p> | 3,000株 |
| <p>[2022年度取締役会への出席状況 100%] [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 鈴木吉宣氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しております。それらを活かし、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくとともに、客観的かつ有益な助言・提言をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> | | | |
| 6 |  <p>こまむら じゅんいち 駒村 純一 (1950年5月3日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> | <p>1973年4月 三菱商事株式会社入社 1996年4月 同社イタリア及び英国事業投資先取締役 2003年8月 森下仁丹株式会社執行役員 2004年6月 同社取締役常務執行役員経営企画室長 2005年4月 同社専務取締役専務執行役員 2005年11月 同社代表取締役専務 2006年10月 同社代表取締役社長 2012年3月 アンジェス株式会社社外取締役 (現任) 2020年5月 東海物産株式会社社外取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年12月 株式会社アイ・ブレインサイエンス社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アンジェス株式会社社外取締役 東海物産株式会社社外取締役 株式会社アイ・ブレインサイエンス社外取締役</p> | - |
| <p>[2022年度取締役会への出席状況 100%] [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 駒村純一氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しております。それらを活かし、独立した立場から当社経営を適切に監督していただくとともに、客観的かつ有益な助言・提言をしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p> | | | |

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.鈴木吉宣氏及び駒村純一氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、鈴木吉宣氏及び駒村純一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において両氏の選任についてご承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年8月に更新する予定であります。その契約の概要は、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- 5.当社は、鈴木吉宣氏及び駒村純一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 | 取締役会出席回数 (2022年度) | 監査等委員会出席回数 (2022年度) |
|-------|---|--------------|----------------------|------------------------|
| 1 | まるおかかずひろ 丸岡和広 再任 | 取締役 常勤監査等委員 | 100% (9回/9回) | 100% (11回/11回) |
| 2 | たかやかずみつ 高谷和光 再任 社外 独立 | 取締役 監査等委員 | 100% (9回/9回) | 100% (11回/11回) |
| 3 | こばやしきょうこ 小林京子 再任 社外 独立 | 取締役 監査等委員 | 100% (9回/9回) | 100% (11回/11回) |

| 候補者 番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|--|---|--|-------------------|
| 1 |  <p>まる おか かず ひろ 丸 岡 和 広 (1958年1月12日生)</p> <p>再任</p> | <p>2009年7月 当社入社 2011年3月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役〔常勤監査等委員〕(現任)</p> | 2,500株 |
| <p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>丸岡和広氏は、経理全般に関する豊富な知識と経験を有し、財務面に強く、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できる能力を有していることを勘案し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p> | | | |
| 2 |  <p>たか や かず みつ 高 谷 和 光 (1958年12月1日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> | <p>1989年3月 公認会計士登録 1992年8月 税理士登録 2004年3月 高谷公認会計士事務所開業 2004年12月 ネクサス監査法人代表社員 (現任) 2016年6月 株式会社ヒラノテクシード社外取締役〔監査等委員〕(現任) 2019年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士、税理士、ネクサス監査法人代表社員 株式会社ヒラノテクシード社外取締役〔監査等委員〕</p> | — |
| <p>[2022年度取締役会への出席状況 100%] [2022年度監査等委員会への出席状況 100%]</p> <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待役割]</p> <p>高谷和光氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と幅広い経験を有しております。その専門的見地から当社の経営執行の監査を行っていただくとともに、客観的かつ有益な助言・提言をしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>なお、当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|--|--|---|----------------|
| 3 |  <p data-bbox="258 414 470 492">こ ばやし きょう こ 小 林 京 子 (1972年7月22日生)</p> <p data-bbox="273 505 455 535">再任 社外 独立</p> | <p data-bbox="511 193 1140 662"> 1999年4月 弁護士登録 色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）入所 2009年9月 シャープ株式会社法務室出向 2014年9月 色川法律事務所復帰 2018年1月 同事務所パートナー 2018年2月 川上塗料株式会社社外監査役（現任） 2020年1月 弁護士法人色川法律事務所パートナー（現任） 2020年6月 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士、弁護士法人色川法律事務所パートナー 川上塗料株式会社社外監査役 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役 </p> | — |
| <p data-bbox="243 671 1085 695">[2022年度取締役会への出席状況 100%] [2022年度監査等委員会への出席状況 100%]</p> <p data-bbox="243 704 802 728">[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待役割]</p> <p data-bbox="243 737 1348 822"> 小林京子氏は、企業法を中心とした弁護士としての豊富な実績、見識に加え、上場企業における勤務の経験を有しております。その専門的見地から当社の経営執行の監査を行っていただくとともに、客観的かつ有益な助言・提言をしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。 </p> <p data-bbox="263 831 1188 855"> なお、当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 </p> | | | |

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.高谷和光氏及び小林京子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、高谷和光氏及び小林京子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において両氏の選任についてご承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年8月に更新する予定であります。その契約の概要は、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- 5.当社は、高谷和光氏及び小林京子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されますと、本定時株主総会終了後の取締役の構成は以下のとおりであります。

なお、以下の一覧表は、各取締役が有するすべての知見を表すものではありません。

| | 氏名 | 社外 | 企業経営 | 生産・技術開発 | 営業・マーケティング | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス | 環境・サステナビリティ |
|--------------|------|----|------|---------|------------|-------|-------------|-------------|
| 取締役 | 岩波清久 | | ● | ● | ● | | ● | ● |
| | 岩波嘉信 | | ● | ● | ● | | ● | ● |
| | 星川郁生 | | ● | ● | | | | ● |
| | 宿南克彦 | | ● | | | ● | ● | ● |
| | 鈴木吉宣 | ● | ● | | ● | ● | | ● |
| | 駒村純一 | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| 監査等委員 取締役 | 丸岡和広 | | | | | ● | ● | |
| | 高谷和光 | ● | | | | ● | | |
| | 小林京子 | ● | | | | | ● | |

【ご参考】当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」について

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレート・ガバナンス・コード（原則4-9）及び独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、監査等委員会の同意のもと、当社取締役会の承認により、「独立社外取締役の独立性判断基準」を制定しております。

当社は、当社の社外取締役又は社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲において調査した結果、次の諸項目の要件をすべて満たすと判断された場合に、社外取締役又は社外取締役候補者が十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社及び当社の関係会社（以下、併せて当社グループという）の業務執行者でなく、過去においても業務執行者であったことが一度もないこと
2. 監査等委員である社外取締役においては、当社グループの業務執行を伴わない取締役及び会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと
3. 以下の各項目に現在及び過去3年間に於いて該当しないこと
 - (1) 当社グループの会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の重要な使用人（以下、取締役等という）の2親等以内の親族でない者
 - (2) 当社の大株主（10%以上の議決権を直接、間接的に保有している）又はその取締役等、もしくは当社グループが大株主となっている取締役等でないこと
 - (3) 当社グループの主要な取引先企業（当社グループとの取引において、支払額、受領額が、当社グループ又は取引先グループの実質連結売上高の2%以上を占めている企業）の取締役等でないこと
 - (4) 当社グループから当該年度において1,000万円以上の寄付を受けた者でないこと
 - (5) 当社グループから取締役、監査役報酬以外に、当該年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと
 - (6) 本人が取締役等として所属する企業と当社グループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと

以上

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。直近では2020年6月25日開催の当社定時株主総会の決議に基づき継続（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め引き続きそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、当社取締役会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、2026年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランの継続にあたり、一部文言の修正等をしておりますが、本プランの実質的内容に変更はございません。

つきましては、本プランの重要性に鑑み、株主の皆様のご意思をより反映させるため、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行なわれた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1924年（大正13年）の創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、メカニカルシール、グランドパッキン、ガスケットなどお客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。これらの製品は電力、船舶、自動車からエレクトロニクスに至るまで幅広い分野で使用され、そこで培った材料技術、設計技術、加工技術などを活用し、半導体・液晶製造装置関連業界向けにふっ素樹脂製品を開発、提供し、国内外で高い評価を得ています。

このような事業展開を支えている企業の基本理念は、創業以来脈々と受け継がれてきた社是にあります。永年のお客様との信頼関係の礎となる「品質第一」、組織の壁を排除し社員の総力を結集することの重要性を示した「和衷協力」、技術のピラーとして常に他社より先を行く「一步研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。

この社是を守り続けてきたことにより生み出された当社の企業価値の主な源泉は、①新たな価値創造を目指す技術開発力、②効率性を追求した生産体制、③お客様満足に応える品質保証体制、④それらを作り出す人材育成、にあると認識しています。

- ① まず技術開発力については、当社は材料（素材）開発から手がけた独創的な製品開発に努めており、産業構造の変化に伴う成長分野向けに高機能製品の提供をし、お客様から高い評価を得ています。また最新の技術動向にも着目し、顧客ニーズに応えるべく今後もさらなる高みを目指します。
- ② つぎに生産体制については、当社製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、化学、船舶、自動車、土木建築、食品など幅広い産業分野の重要機能部品として使用されており、その用途により仕様が異なるため、それぞれに最適な設計や生産が求められます。お客様の要求に高いレベルで応えるため、効率的かつクオリティの高い製品づくりを実現しています。
- ③ 更に品質保証体制については、日本のシールメーカーとして初めてISO9001（国際規格）の認証を取得するなど、製品開発から設計、生産、販売サービスにいたるまでいろいろな段階で独自の品質保証体制を確立し、すべてのお客様に上質な製品を提供し続けています。
- ④ 最後に、新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力であり、全体最適の発想で改革をリードする人材を育むことが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、国内外を問わず活躍できる人づくりに努めています。

このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、新たに2026年3月までの3事業年度に関する新中期経営計画「One2025（ワンニーゼロニーゴー）」を本年4月からスタートさせています。

本計画では「コア事業の進化」「グローバル競争力の強化」「新規事業基盤の創造」「サステナブル経営の発展」「成長を支える財務戦略」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、更なる成長と企業価値向上を目指します。

重要KPI項目は次のとおりです。

| KPI | One2025計画 |
|---------|-----------|
| 連結売上高 | 660億円 |
| 連結営業利益 | 170億円 |
| ROE (%) | 10%以上 |
| 成長投資 | 250億円 |
| 連結配当性向 | 30%以上 |

具体的な取組みとして、まず「コア事業の進化」においては、ますますの活況が期待される半導体市場にむけ、福知山第2工場を円滑に立上げることで市場の需要に対応いたします。また2023年4月より当社グループに参入したタンケンシールセーコウとのシナジー効果を早期に発現させる等、コア事業領域における新たなチャレンジを加速いたします。技術競争力向上に努め、流体制御関連機器市場における総合シールメーカーの強みを活かし、顧客ニーズの「専門化」「多様化」に対応した新たな製品開発やサービス展開を進めてまいります。また当社では継続的な企業の発展を生み出すのは人の力であると考えています。全体最適の発想で改革をリードする人材を育む事が重要であり、組織的なコア技術・技能伝承体制の構築や産学連携でのデータサイエンティスト育成等、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続的成長のエンジンとなる人材育成に努めてまいります。

つぎに「グローバル競争力の強化」においては、滁州ピラーにおけるふっ素樹脂製品の生産量拡大を始め、北京駐在所の設立など成長著しい中国における半導体市場の需要を取り込むほか、東南アジアを中心としたメカニカルシール補修のレスポンスを向上させるなど、エリア特性に応じたきめ細やかな対応とグローバルサプライチェーンの強化を図ることで、グローバルシェアの拡大を目指します。更に今後の市場の成長と新たな需要を見込むアフリカや中南米での市場規模調査と顧客開拓を着実に進めてまいります。併せて「海外ネットワークの構築」「グローバル人材の育成」にも取り組み、変化の激しいグローバル社会に即した組織体制を構築してまいります。

つぎに「新規事業基盤の創造」においては、創業以来培ってきた「流体制御技術」という強みを活かし、水素・アンモニアなどの萌芽市場や、ITデジタルを切り口とし自動車・情報通信などの成長市場に参入し、製販技一体となり時代のニーズに合致した製品作りに努め、新たな事業基盤を創造いたします。

つぎに「サステナブル経営の発展」においては、「CLEAN（クリーン）」「SAFETY（セーフティ）」「FRONTIER（フロンティア）」を当社の事業活動の軸として独自の価値を生み出し、当社のパーパスである「“社会を支える” 未来を創る」の実現に向け邁進してまいります。従来からのESG/SDGs施策に加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）や人材の価値を最大限に引き出すために積極的に投資を行っていきます。また、ガバナンスの面においては、引き続き独立社外取締役・女性取締役の選任を行うなど、多様性・独立性・透明性の確保を図っていきます。これら持続発展性のあるより良い経営基盤を構築してまいります。

【ガバナンスサマリー】

| | 構成人数 | (うち独立社外取締役) | (うち女性取締役) |
|---------|------|-------------|------------|
| 取締役会 | 9名 | 4名 (44.4%) | 1名 (11.1%) |
| 指名諮問委員会 | 3名 | 2名 (66.6%) | 1名 (33.3%) |
| 報酬諮問委員会 | 3名 | 2名 (66.6%) | — |

※2023年5月現在

【サステナブル】

| 項目 | 内容 | One2025 目標 |
|--------------|-----------------|-------------------------------|
| 環境 (E) | CDP評価（気候変動） | B以上の獲得と維持 |
| | Scope1,2 GHG排出量 | 2013年度比 25%削減 |
| 社会 (S) | 女性管理職比率 | 5%以上 |
| | 男性の育児休業取得率 | 75%以上 |
| | 1人当たり人材育成投資額 | 20%向上 |
| ガバナンス (G) | 取締役会の実効性の向上 | 客観性・透明性の一層の向上のため、第三者機関も活用して評価 |

最後に「成長を支える財務戦略」においては、キャッシュフローの創出力を高め、更なる成長への投資を行いつつ、株主還元については安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めてまいります。成長投資につきましてはM&A枠を含む250億円、株主還元につきましては配当性向30%以上を目標に実施してまいります。また自己株式の取得につきましては、持続可能な成長のための投資と株主の皆様への利益還元とのバランスを鑑み検討してまいります。

当社の持つ経営資源を有効に活用するとともにこれらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同利益の向上に資することができると考えています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置します。（以下、「独立委員会」といいます。）

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに意見を決議し、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の4氏が就任する予定です。

また、2023年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案及び申し入れ等一切ございませんので、念のため申し入れさせていただきます。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。なお、買付者等からの情報の提供はすべて日本語で行うものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準備法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。

また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記④）を行うものとします。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴、当社事業と同業の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報又はセグメント情報、大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部又は一部について開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大で90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為が意図されており、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月22日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役(2)又は社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。)
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴

鈴木 吉 宣 (すずき よしのり) 1952年4月27日生
1975年4月 立石電機株式会社 (現 オムロン株式会社) 入社
2003年6月 同社執行役員
2006年6月 同社執行役員常務
2013年4月 同社執行役員専務
2013年6月 同社専務取締役CFO
2014年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授
2014年6月 オムロン株式会社代表取締役副社長CFO
2019年6月 当社社外取締役 (現任)
※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

駒 村 純 一 (こまむら じゅんいち) 1950年5月3日生
1973年4月 三菱商事株式会社入社
1996年4月 同社イタリア及び英国事業投資先取締役
2003年8月 森下仁丹株式会社執行役員
2004年6月 同社取締役常務執行役員経営企画室長
2005年4月 同社専務取締役専務執行役員
2005年11月 同社代表取締役専務
2006年10月 同社代表取締役社長
2012年3月 アンジェス株式会社社外取締役 (現任)
2020年5月 東海物産株式会社社外取締役 (現任)
2020年6月 当社社外取締役 (現任)
2022年12月 株式会社アイ・ブレインサイエンス社外取締役 (現任)
※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

高 谷 和 光 (たかや かずみつ) 1958年12月1日生
1989年3月 公認会計士登録
1992年8月 税理士登録
2004年3月 高谷公認会計士事務所開業
2004年12月 ネクサス監査法人代表社員 (現任)
2016年6月 株式会社ヒラノテクシード社外取締役 (監査等委員) (現任)
2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

小 林 京 子 (こばやし きょうこ) 1972年7月22日生
1999年4月 弁護士登録
色川法律事務所 (現 弁護士法人色川法律事務所) 入所
2009年9月 シャープ株式会社法務室出向
2014年9月 色川法律事務所 復帰
2018年1月 同事務所パートナー
2018年2月 川上塗料株式会社社外監査役 (現任)
2020年1月 弁護士法人色川法律事務所パートナー (現任)
2020年6月 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役 (現任)
2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

上記4氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

(2023年3月31日現在)

| | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 25,042,406株 |
| 3. 株主数 | 17,044名 |

4. 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|---------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,776 | 11.92 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,318 | 5.66 |
| 日本ピラー工業取引先持株会 | 1,241 | 5.33 |
| 有限会社ロックウェーブ | 1,020 | 4.38 |
| 岩 波 清 久 | 742 | 3.19 |
| 明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行) | 700 | 3.00 |
| 株式会社三井住友銀行 | 692 | 2.97 |
| 株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行) | 592 | 2.54 |
| RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) | 561 | 2.41 |
| HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) (常任代理人香港上海銀行東京支店) | 281 | 1.21 |

- (注) 1.当社は、自己株式を1,744,163株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3.持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

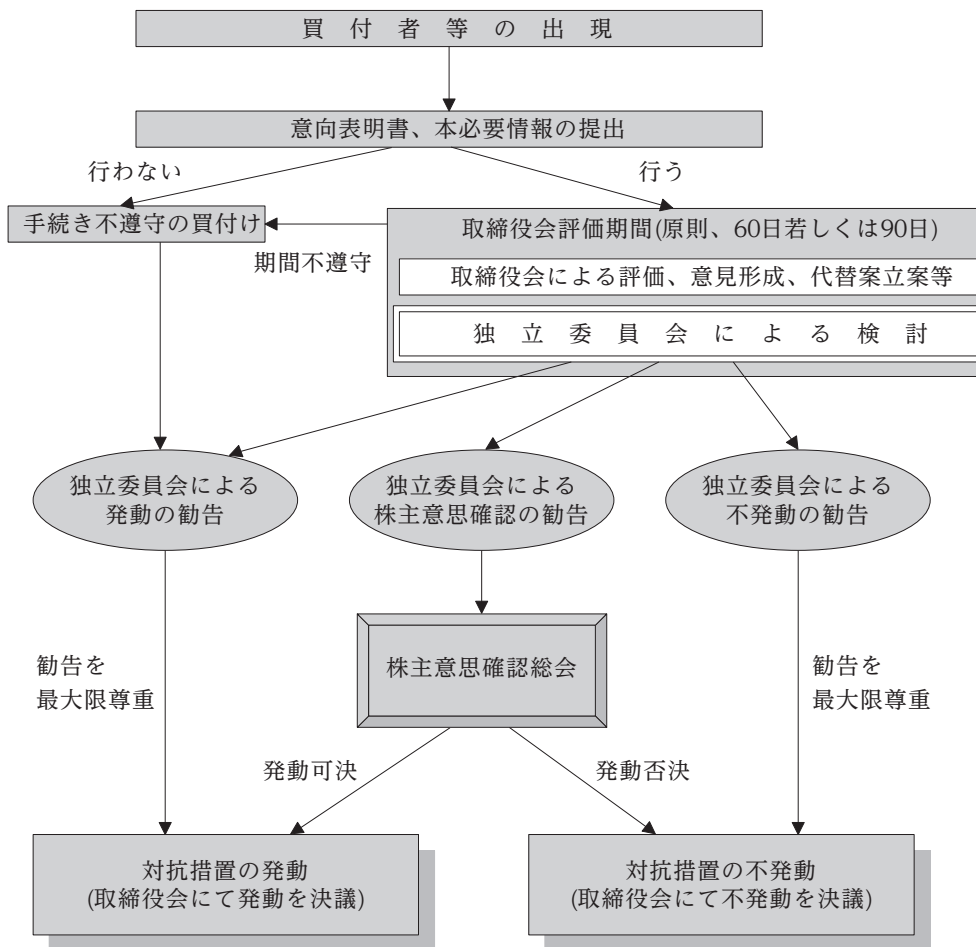
12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進み始めており、緩やかな景気の回復基調で推移しました。しかしながら、原材料をはじめとする物価の高騰、為替変動への懸念など、不安定な状況が継続しており、景気の先行きは不透明であります。

また、世界経済においても、インフレの進行や各国の金融政策、ロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスク、米中関係の動向、継続的な半導体不足問題など日本経済への影響が懸念される状況が続いております。

このような環境の中、電子機器関連事業においては、半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品の販売が堅調に推移し、売上高は前年同期比で増加いたしました。また、産業機器関連事業でも、半導体市場に関連する精密機械装置向け製品、化学関連及び舶用向け製品の販売が堅調で、売上高は前年同期比で増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は487億2百万円（前期比19.7%増）となり、利益面では、営業利益は138億42百万円（前期比21.5%増）、経常利益は141億36百万円（前期比19.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、104億28百万円（前期比25.9%増）となりました。

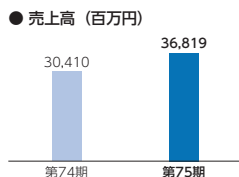
| 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 487億2百万円 (前期比19.7%増) | 138億42百万円 (前期比21.5%増) | 141億36百万円 (前期比19.6%増) | 104億28百万円 (前期比25.9%増) |

【事業別の概況】

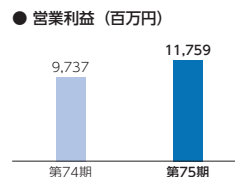
電子機器関連事業（樹脂関連製品）

半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は、旺盛な半導体需要により国内、海外ともに販売が増加いたしました。

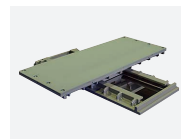
この結果、電子機器関連事業の売上高は368億19百万円（前期比21.1%増）、営業利益は117億59百万円（前期比20.8%増）となりました。



スーパー300タイプピラーフィッティング



スペラ300ベローズポンプ

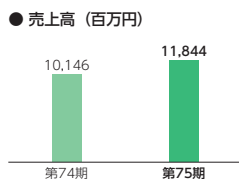


ユニット支承

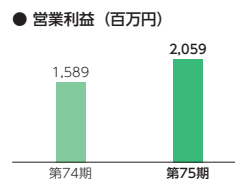
産業機器関連事業（シール関連製品）

メカニカルシール製品はエネルギー関連製品が低調であったものの、補修品需要及び精密機械装置向け製品が好調に推移いたしました。また、グランドパッキン・ガスケット製品では石油プラント向け製品が低調であったものの、化学関連及び船舶向け製品の販売が増加いたしました。

この結果、産業機器関連事業の売上高は118億44百万円（前期比16.7%増）、営業利益は20億59百万円（前期比29.5%増）となりました。



AR II シール



グランドパッキン



うず巻形ガスケット

その他部門（不動産賃貸業等）

その他部門の売上高は38百万円（前期比66.5%減）、営業利益は24百万円（前期比62.9%減）となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は16億84百万円（設備稼働ベース）であり、その主なものは、生産設備の新設及び維持更新によるものであります。資金調達におきましては、自己資金により充たいたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「社会を支える」未来を創る」というパーパスに基づき「CLEAN（クリーン）」「SAFETY（セーフティ）」「FRONTIER（フロンティア）」を事業活動のスローガンとして、将来のあるべき姿を示した「価値創造プロセス」を定めるとともに、これらの達成にむけ当社が取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を策定し、中期経営計画「BTvision22」において、更なる競争力の強化と企業価値の向上に取り組んできた結果、売上高・営業利益の重要KPIにおいて1年前倒し達成をすることができました。

これらの実績を基に2023年4月には、2025年度を最終年度とする新たな中期経営計画「One2025（ワン・ゼロ・ニー・ゴー）」を策定いたしました。中期経営計画「One2025」では、2024年に迎える創業100周年と、次の100年に向けてこの3年間で取り組むべき経営の方向性や成長戦略などを示し、次の基本理念・方針のもと、事業ごとに確実に計画を実行していきます。

《中期経営計画「One2025」基本理念》

創業100周年を迎える大きな節目となる本中期経営計画の期間において、更なる競争力の強化と企業価値の向上を目指し、次の100年に向け経済価値の創造と持続可能な社会の実現を両立させ、企業価値を高めていきます。

“One” に込められた4つの理念

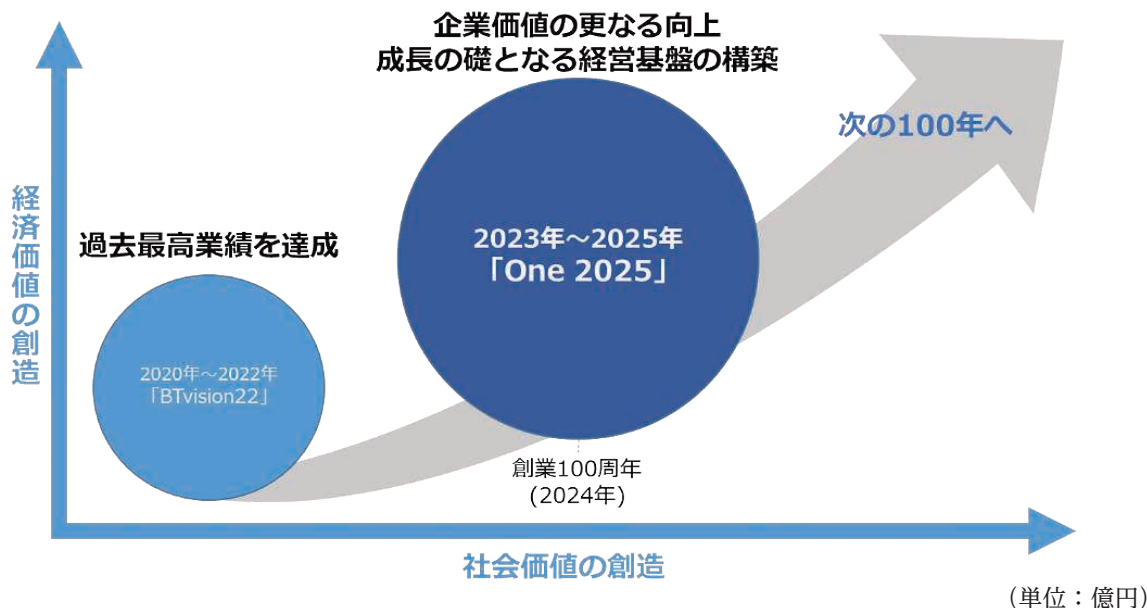
- 1) Day One：創業1日目の精神・チャレンジ・危機感・目的意識を持つ
- 2) Only One：当社でしか成しえない独自性を追求
- 3) Number One：事業だけでなく技術開発、社会貢献、人材育成でNo.1を目指す
- 4) One Team, One Pillar：グループ一体の総合力で市場競争に立ち向かう

①《中期経営計画「One2025」の基本方針》

- 1) コア事業の進化
「コア事業領域」である電子機器関連事業及び産業機器関連事業において、既存領域の更なる競争力強化だけでなくコア技術による領域拡大に伴う成長の実現、市況に左右されない進化を経て、提供する経済価値をさらに拡大成長
- 2) グローバル競争力の強化
独自性の高い技術基盤の展開とエリア特性への対応力を強化し、グローバルシェア拡大
- 3) 新規事業基盤の創造
半導体市場や水素・アンモニア等の成長市場において独自技術やM&A、産学連携を通して新たな事業基盤を創造

- 4) サステナブル経営の発展
ESG/SDGs施策に加え、人材への投資と生産性向上等に寄与するDXを活用することでサステナブル経営のさらなる発展
- 5) 成長を支える財務戦略
キャッシュフローの創出力を高め、さらなる成長への投資と配当性向30%以上を目標とした成長をけん引する財務戦略の推進

②指標・目標
【財務数値目標】



(単位：億円)

| KPI | BTvision22 実績 | One2025 計画 |
|---------|------------------|---------------|
| 連結売上高 | 487 | 660 |
| 連結営業利益 | 138 | 170 |
| ROE (%) | 18.6% | 10%以上 |
| 成長投資 | 37 | 250 |
| 連結配当性向 | 30.0% | 30%以上 |

【非財務目標】

| 項目 | 内容 | 目標 |
|--------------|-----------------|-----------------------------------|
| 環境 (E) | CDP評価（気候変動） | B以上の獲得と維持 |
| | Scope1,2 GHG排出量 | 2013年度比 25%削減 |
| 社会 (S) | 女性管理職比率 | 5%以上 |
| | 男性の育児休業取得率 | 75%以上 |
| | 1人当たり人材育成投資額 | 20%向上 |
| ガバナンス (G) | 取締役会の実効性の向上 | 客観性・透明性の一層の向上のため、 第3者機関も活用して評価 |

③セグメント別事業戦略

| One2025の目指す姿 | |
|---|---|
| 電子機器関連事業 進化・成長する半導体市場に対する高付加価値製品の積極投入による強固な事業基盤の構築 | 産業機器関連事業 “脱炭素”を中心とした社会課題から生まれる新市場での圧倒的なグローバルシェアの獲得 |
| ▲ | |
| 新規市場の創出 | |
| 中国・台湾・ASEANの半導体・通信市場に向けた新商品の積極投入による当社製品の浸透 | 中国・中南米市場における海外仕様品の積極投入による市場開拓 |
| 成長する医療医薬、食品市場に向けた新製品の開発と投入 | 次世代電池、水素等の成長市場に対する積極的な製品投入 |
| ▲ | |
| 既存市場・製品の強化 | |
| 滁州ピラーの生産機能拡大による中国市場の深耕 | 中国のロータリージョイント市場参入と既存市場のシェアアップ |
| 高付加価値商材の投入による欧米半導体装置メーカー攻略 | PFASフリーのパッキンなど世の中の変化に対応する製品の開発 |
| 建築業界における免震製品の標準化、大型物件への採用促進 | タンケンシールセーコウとのシナジー効果の早期発現と国内市場のシェアアップ |
| ▲ | |
| 更なる競争力向上に向けた基盤強化 | |
| 福知山第2工場の円滑な立ち上げと安定稼働による供給力強化 | ラップレス工法など生産プロセス改善によるコスト力強化 |
| DX活用と人的リソースの最適化による開発・生産効率の最大化 | AIやディープラーニングを活用した開発期間の短縮 |

(ご参考)
 <中期経営計画「BTvision22」総括>

| | BTvision19 | BTvision22 | | |
|-------|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 2019年度 最終年度実績 | 2020年度 初年度実績 | 2021年度 2年目実績 | 2022年度 最終年度実績 |
| 売上高 | 29,213 | 30,200 | 40,670 | 48,702 |
| 営業利益 | 3,683 | 4,847 | 11,392 | 13,842 |
| 営業利益率 | 12.6% | 16.1% | 28.0% | 28.4% |
| ROE | 6.2% | 7.8% | 16.8% | 18.6% |
| 配当性向 | 36.8% | 34.6% | 30.3% | 30.0% |
| 成長投資 | (3ヶ年累計) 11,649 | 972 | 992 | 1,751 |
| | | | (3ヶ年累計) 3,715 | |

<サステナビリティ>

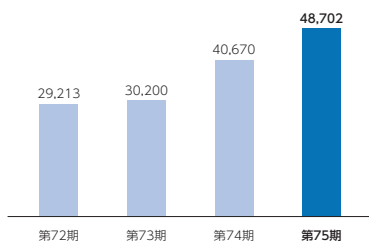
当社グループは、「社会を支える」未来を創る」というパーパスに基づき「CLEAN (クリーン)」「SAFETY (セーフティ)」「FRONTIER (フロンティア)」を事業活動のスローガンとして、将来のあるべき姿を示した“価値創造プロセス”を定めるとともに、これらの達成にむけ当社が取り組むべきマテリアリティ (重要課題) を策定しています。事業活動を通じ、これらの課題を解決することで、持続可能な社会の実現と経済価値の向上を両立させ、企業価値を高めていきます。

(4) 財産及び損益の状況

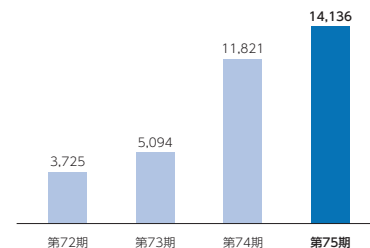
| 区 分 | 2019年度 第 72 期 | 2020年度 第 73 期 | 2021年度 第 74 期 | 2022年度 第 75 期 (当連結会計年度) |
|--|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 29,213 | 30,200 | 40,670 | 48,702 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 3,725 | 5,094 | 11,821 | 14,136 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円) | 2,635 | 3,445 | 8,285 | 10,428 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 108.57 | 144.66 | 350.47 | 442.99 |
| 総 資 産 (百万円) | 53,190 | 54,949 | 64,991 | 72,492 |
| 純 資 産 (百万円) | 43,010 | 45,776 | 52,658 | 59,368 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円) | 1,781.16 | 1,937.02 | 2,227.16 | 2,548.19 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

● 売上高 (百万円)

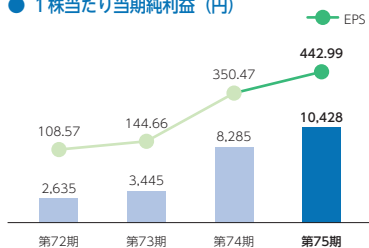


● 経常利益 (百万円)

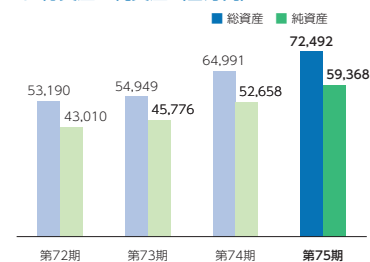


● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

● 1株当たり当期純利益 (円)



● 総資産・純資産 (百万円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------|----------------|---------|----------------------|
| | 百万円 | % | |
| 株式会社ピラーシールソリューションズ | 30 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売及び補修 |
| エヌピー工業株式会社 | 10 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造 |
| 日本ピラー精密株式会社 | 36 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造 |
| 台湾ピラー工業株式会社 | 61,000千台湾ドル | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造及び販売 |
| 日本ピラーシンガポール株式会社 | 673千USドル | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売及び補修 |
| 日本ピラーアメリカ株式会社 | 800千USドル | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造・販売及び補修 |
| 上海ピラートレーディング有限公司 | 1,932千人民元 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売 |
| 日本ピラーメキシコ株式会社 | 100,000千メキシコペソ | 99.0 | 流体制御関連機器製品の製造 |
| 日本ピラーヨーロッパ株式会社 | 1,000千ユーロ | 100.0 | 流体制御関連機器製品の販売 |
| 滁州ピラー工業有限公司 | 71,828千人民元 | 100.0 | 流体制御関連機器製品の製造 |

- (注) 1. 2022年4月1日付で山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社は、北陸ピラー株式会社の販売事業を吸収分割により承継するとともに、ピラーサービス販売株式会社、中部ピラーサービス販売株式会社、東京ピラー株式会社、関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社、ピラーエンジニアリングサービス株式会社を吸収合併し、同日付で商号を株式会社ピラーシールソリューションズに変更しております。また、北陸ピラー株式会社は、同日付で商号をエヌピー不動産株式会社に変更し、不動産事業を継続しております。
2. 2023年4月3日付で株式会社タンケンシールセーコウの完全親会社であるアスパラントグループSPC6号の株式を取得し、株式会社タンケンシールセーコウを孫会社化しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、メカニカルシール製品、グランドパッキン・ガスケット製品及びピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）を主力とした流体制御関連機器製品の製造販売を行っております。これらの製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、自動車、化学、船舶、土木建築、食品、医薬品などの幅広い産業分野の重要機能部品として不可欠であり、得意先は産業界の広範囲にわたっています。また、その他として不動産賃貸業、保険代理業等を行っております。

主要な製品及び用途は次のとおりであります。

| 製 品 | 用 途 |
|------------------|-------------------------|
| メカニカルシール製品 | 電力、石油精製・石油化学、化学、船舶、食品ほか |
| グランドパッキン・ガスケット製品 | 電力、石油、自動車、化学、船舶、食品ほか |
| ピラフロン製品 | 半導体・液晶、土木建築、化学、医薬品ほか |

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

| | | |
|-----|----------------|-----------------|
| 本 社 | 大阪市西区 | |
| 支 店 | 東京支店（東京都千代田区） | 横浜支店（神奈川県横浜市） |
| | 名古屋支店（愛知県名古屋市） | 京都支店（滋賀県彦根市） |
| | 大阪支店（大阪府大阪市） | 神戸支店（兵庫県明石市） |
| | 広島支店（広島県広島市） | 九州支店（熊本県合志市） |
| 工 場 | 三田工場（兵庫県三田市） | 福知山事業所（京都府福知山市） |
| | 九州工場（熊本県合志市） | |

② 重要な子会社の事業所

株式会社ピラーシールソリューションズ

| | |
|----------------|----------------|
| 本 社（大阪府大阪市） | 千葉営業所（千葉県市原市） |
| 川崎営業所（神奈川県川崎市） | 中部営業所（愛知県名古屋市） |
| 滋賀営業所（滋賀県彦根市） | 堺 営 業 所（大阪府堺市） |
| 岡山営業所（岡山県倉敷市） | 山口営業所（山口県周南市） |

エヌピー工業株式会社（兵庫県加東市）

日本ピラー精密株式会社（兵庫県加東市）

台湾ピラー工業株式会社（台湾）

日本ピラーシンガポール株式会社（シンガポール）

日本ピラーアメリカ株式会社（アメリカ）

上海ピラートレーディング有限公司（中国）

日本ピラーメキシコ株式会社（メキシコ）

日本ピラーヨーロッパ株式会社（ドイツ）

滁州ピラー工業有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|---------------|
| 867 (171) 名 | 増35 (減7) 名 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------------|---------------|-----------|-----------|
| 571 (133) 名 | 増20 (減3) 名 | 40.6 歳 | 15.2 年 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行 | 700 |
| 株式会社みずほ銀行 | 500 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 100 |

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,042,406株
 (3) 株主数 17,044名
 (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,776 | 11.92 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,318 | 5.66 |
| 日本ピラー工業取引先持株会 | 1,241 | 5.33 |
| 有限会社ロックウェーブ | 1,020 | 4.38 |
| 岩波清久 | 742 | 3.19 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 700 | 3.00 |
| 株式会社三井住友銀行 | 692 | 2.97 |
| 株式会社みずほ銀行 | 592 | 2.54 |
| RE FUND 107-CLIENT AC | 561 | 2.41 |
| HSBC BANK PLC A/C MAND G (ACS) | 281 | 1.21 |

(注) 1.当社は、自己株式を1,744,163株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3.持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

| 区 分 | 株式の種類及び数 | 交付された者の人数 |
|---------------------------|---------------|-----------|
| 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) | 当社普通株式 9,236株 | 4名 |
| 取締役（監査等委員） | — | — |
| 社外取締役 (監査等委員である取締役を除く) | — | — |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------------|---------|--|
| 代表取締役会長 | 岩 波 清 久 | |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 岩 波 嘉 信 | |
| 取 締 役 専務執行役員 | 星 川 郁 生 | 技術・生産部門管掌、三田工場長 日本ピラーメキシコ株式会社代表取締役 滁州ピラー工業有限公司董事長 |
| 取 締 役 専務執行役員 | 宿 南 克 彦 | 管理本部長、経営企画部長 |
| 取 締 役 | 鈴 木 吉 宣 | |
| 取 締 役 | 駒 村 純 一 | アンジェス株式会社社外取締役 東海物産株式会社社外取締役 株式会社アイ・ブレインサイエンス社外取締役 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 丸 岡 和 広 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 高 谷 和 光 | 公認会計士、税理士、ネクサス監査法人代表社員 株式会社ヒラノテクシード社外取締役(監査等委員) |
| 取 締 役 (監査等委員) | 小 林 京 子 | 弁護士、弁護士法人色川法律事務所パートナー 川上塗料株式会社社外監査役 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役 |

- (注) 1.取締役鈴木吉宣、駒村純一及び取締役(監査等委員)高谷和光、小林京子の各氏は、社外取締役であります。
 2.監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、丸岡和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 3.取締役(監査等委員)高谷和光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 4.当社は、取締役鈴木吉宣、駒村純一及び取締役(監査等委員)高谷和光、小林京子の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5.当社は、執行役員制度を導入しており、2023年4月3日現在の取締役兼務執行役員3名を除く執行役員は次の5名であります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|-------------|---------|---------------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 山 内 定 光 | 免震事業部担当、プロセス部担当 |
| 常 務 執 行 役 員 | 和 田 正 人 | 株式会社タンケンシールセーコウ 代表取締役社長 |
| 執 行 役 員 | 芝 池 雅 樹 | 生産本部長 |
| 執 行 役 員 | 芹 田 豊 和 | 営業本部長、営業1部長 |
| 執 行 役 員 | 藤 原 優 | 生産技術本部長、福知山生産技術部長、福知山事業所長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、執行役員及び国内海外子会社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分を含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-----------------------------|-----------------|------------------|------------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動 報酬 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 192 (9) | 72 (9) | 94 (一) | 24 (一) | 6 (2) |
| 取締役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 11 (6) | 11 (6) | — | — | 3 (2) |

(注) 取締役 (監査等委員を除く) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②取締役の報酬等の定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております（使用者兼務取締役の使用人部分は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会において年額50百万円以内、普通株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③報酬等の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬等は、業績や企業価値との連動を勘案し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職務に応じた適正な報酬水準、報酬体系としております。

金銭報酬としての各取締役の報酬等は、月額固定としておりますが、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、その内訳として固定報酬と業績連動報酬に分け、役位、職責に応じ、当社の業績や従業員給与水準も参考に総合的に勘案して決定しております。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、その役割を考慮し、固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等については、独立社外取締役が過半数を占める任意の委員会である報酬諮問委員会で審議されたうえで、報酬諮問委員会からの答申を受けた取締役会から一任された代表取締役会長である岩波清久が答申内容を最大限尊重し決定しております。代表取締役会長に委任した理由は、永年にわたり当社の代表取締役として当社グループの経営を担っており、当社全体の業績等を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外取締役が過半数を占める任意の委員会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

取締役会は、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等が決定されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員の協議によって決定しております。

当社の当事業年度における報酬等の額の決定については、2022年6月の取締役会において、固定報酬及び業績連動報酬として2022年7月から2023年6月分の月額報酬を決議し、株式報酬として付与株式の数を決議しております。

④固定報酬及び業績連動報酬に関する事項

・取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬で構成され、金銭報酬は固定報酬部分と業績連動報酬部分及び定性評価・調整部分で構成されており、非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬であります。取締役会では、金銭報酬と非金銭報酬割合や金銭部分において各役位毎の固定報酬部分と業績連動報酬部分の割合、業績連動報酬部分において使用する指標及び各指標のウェイト付、定性評価・調整部分を決議すると共に株式報酬については、株式割当決議前日の株価にて算定した、役位別付与株数を決議しております。

・固定報酬につきましては、役位に応じ金銭報酬の50%から60%の範囲とし、上位役位ほど固定報酬部分割合が低くなる設定としております。

・業績連動報酬に使用する指標は事業規模指標である連結売上高、持続的な企業価値向上指標として連結営業利益額、経営効率を示す連結営業利益率、資本効率の指標であるROE及びESG指標としそれぞれにつき、各役位に応じウェイト付けし、連結売上高、連結営業利益額は前年との比較で評価しております。

また、連結営業利益率、ROEは基準値を設定し、上下限値を設定し評価しております。ESG指標は、外部評価や自社でのESG項目の取組状況を総合的に判断し4段階で評価しております。

2022年3月期の実績は、連結売上高は前年比134.7%、同じく連結営業利益は235.0%となりました。連結営業利益率は145.0%、ROEは200.0%の評価となりました。

また、ESG指標につきましては、ESG外部評価を実施し、そのランクに応じて評価し、昨年はAA評価を得ましたので評価として110%を適用しました。

⑤非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、役位に応じ固定金額とし、毎年取締役会における株式の割当決議前日の株価にて算定した株数を付与いたします。その交付状況は、対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名に対して、2022年7月15日に自己株式の処分を行い、普通株式9,236株を割当てております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位 | 氏名 | 重要な兼職の状況 | 当該他の法人等との関係 |
|----------------|-------|--|--------------------|
| 取締役 | 駒村 純一 | アンジェス株式会社社外取締役 東海物産株式会社社外取締役 株式会社アイ・ブレインサイエンス社外取締役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 取締役 (監査等委員) | 高谷 和光 | 公認会計士、税理士 ネクサス監査法人代表社員 株式会社ヒラノテクシード社外取締役(監査等委員) | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 取締役 (監査等委員) | 小林 京子 | 弁護士、弁護士法人色川法律事務所パートナー 川上塗料株式会社社外監査役 三菱ロジスネクスト株式会社社外取締役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|-------|--|
| 取締役 | 鈴木 吉宣 | 当事業年度開催の取締役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に事業法人の経営者として培った豊富な知識と経験から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 駒村 純一 | 当事業年度開催の取締役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に事業法人の経営者として培った豊富な知識と経験から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である指名諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 高谷 和光 | 当事業年度開催の取締役会9回すべてに、また、監査等委員会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 小林 京子 | 当事業年度開催の取締役会9回すべてに、また、監査等委員会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等に有益な発言を適宜行っております。 また、任意の諮問委員会である指名諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---------------------------------------|-------|
| ① | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 35百万円 |
| ② | 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠について確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
- 3.当社の重要な子会社のうち、台湾ピラー工業株式会社、日本ピラーシンガポール株式会社、日本ピラーアメリカ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司、日本ピラーメキシコ株式会社、日本ピラーヨーロッパ株式会社、滁州ピラー工業有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務である「財務デューデリジェンス業務」を委託し、対価を計上しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えております。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社は「品質第一」「和衷協力」「一步研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をととして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、2023年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「BTvision22(ブレイクスルービジョンニーニー)」を2020年4月からスタートさせています。本計画は「事業基盤の拡充」「グローバル化の深耕」「新事業の創出」「E S G / S D G s 経営の推進」「財務戦略」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)には、(a)当社取締役会に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(「意向表明書」といいます。)の提出及び買付内容等の評価・検討等に必要かつ十分な情報の提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間内において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提出された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

③ 独立委員会の勧告等

独立社外者(現時点においては社外取締役4名)から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告をします。ただし、買付者等による大規模買付行為が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

④ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。当社取締役会は、当該株主総会の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランにおける対抗措置の具体的内容としては、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、当該決議を行った場合速やかに当該決議の概要その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑤ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間です。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたこととなります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたこととなります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ継続されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役又は社外の有識者から選任された委員によって構成される独立委員会が設置されており、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めるという基本方針のもと、配当性向30%以上を目標として実施してまいります。

内部留保金につきましては、企業競争力の強化や業容拡大に向け、中長期的な設備投資、研究開発投資、その他事業拡大や株主還元などを総合的に勘案し有効活用してまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     | <b>44,605</b> | <b>負債の部</b>        | <b>10,492</b> |
| <b>流動資産</b>     |               | <b>流動負債</b>        |               |
| 現金及び預金          | 22,458        | 支払手形及び買掛金          | 3,189         |
| 受取手形            | 1,664         | 電子記録債務             | 278           |
| 売掛金             | 9,514         | 短期借入金              | 1,250         |
| 電子記録債権          | 5,812         | 未払金                | 1,442         |
| 商品及び製品          | 943           | 未払法人税等             | 2,321         |
| 仕掛品             | 2,008         | 賞与引当金              | 958           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,771         | その他                | 1,052         |
| その他             | 435           |                    |               |
| 貸倒引当金           | △3            |                    |               |
| <b>固定資産</b>     | <b>27,886</b> | <b>固定負債</b>        | <b>2,631</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>21,124</b> | 長期借入金              | 100           |
| 建物及び構築物         | 11,416        | 繰延税金負債             | 158           |
| 機械装置及び運搬具       | 2,343         | 退職給付に係る負債          | 1,556         |
| 土地              | 4,614         | 資産除去債務             | 164           |
| 建設仮勘定           | 1,867         | その他                | 652           |
| その他             | 883           | <b>負債合計</b>        | <b>13,124</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>242</b>    | <b>純資産の部</b>       |               |
| ソフトウェア          | 216           | <b>株主資本</b>        | <b>55,927</b> |
| 電話加入権           | 12            | 資本金                | 4,966         |
| その他             | 12            | 資本剰余金              | 5,222         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,520</b>  | 利益剰余金              | 48,300        |
| 投資有価証券          | 5,693         | 自己株式               | △2,562        |
| 退職給付に係る資産       | 433           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>3,441</b>  |
| 繰延税金資産          | 122           | その他有価証券評価差額金       | 2,317         |
| その他             | 289           | 為替換算調整勘定           | 1,020         |
| 貸倒引当金           | △18           | 退職給付に係る調整累計額       | 102           |
| <b>資産合計</b>     | <b>72,492</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>59,368</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>72,492</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 48,702 |
| 売上原価            |       | 27,453 |
| 売上総利益           |       | 21,249 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 7,406  |
| 営業利益            |       | 13,842 |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 6     |        |
| 受取配当金           | 117   |        |
| 仕入割引            | 45    |        |
| 為替差益            | 100   |        |
| その他             | 62    | 332    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 4     |        |
| 自己株式取得費用        | 13    |        |
| 固定資産処分損         | 18    |        |
| その他             | 3     | 38     |
| 経常利益            |       | 14,136 |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 0     |        |
| 投資有価証券売却益       | 83    |        |
| 関係会社清算益         | 517   |        |
| 補助金収入           | 30    | 631    |
| 特別損失            |       |        |
| 投資有価証券売却損       | 2     |        |
| 退職給付制度改定損       | 2     |        |
| 工場建替関連費用        | 175   | 181    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 14,587 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,119 |        |
| 法人税等調整額         | 39    | 4,159  |
| 当期純利益           |       | 10,428 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 10,428 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               | <b>負債の部</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>37,299</b> | <b>流動負債</b>    | <b>9,538</b>  |
| 現金及び預金          | 16,183        | 支払手形           | 17            |
| 受取手形            | 1,496         | 買掛金            | 2,941         |
| 売掛金             | 9,855         | 電子記録債権         | 278           |
| 電子記録債権          | 5,506         | 短期借入金          | 1,250         |
| 商品及び製品          | 587           | リース債権          | 8             |
| 仕掛品             | 1,506         | 未払金            | 1,344         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,415         | 未払費用           | 232           |
| 前払費用            | 35            | 未払法人税等         | 2,143         |
| その他             | 712           | 預り金            | 42            |
| <b>固定資産</b>     | <b>26,732</b> | 賞与引当金          | 825           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,590</b> | その他の負債         | 455           |
| 建物              | 9,067         | <b>固定負債</b>    | <b>2,022</b>  |
| 構築物             | 206           | 長期借入金          | 100           |
| 機械及び装置          | 1,613         | 繰延税金負債         | 16            |
| 車両運搬具           | 15            | リース債務          | 13            |
| 工具、器具及び備品       | 305           | 退職給付引当金        | 1,587         |
| 土地              | 3,782         | 資産除去債務         | 123           |
| リース資産           | 21            | その他            | 182           |
| 建設仮勘定           | 1,578         | <b>負債合計</b>    | <b>11,561</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>229</b>    | <b>純資産の部</b>   |               |
| ソフトウェア          | 208           | <b>株主資本</b>    | <b>50,152</b> |
| 電話加入権           | 10            | 資本金            | 4,966         |
| その他             | 10            | 資本剰余金          | 5,222         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,912</b>  | 資本準備金          | 4,731         |
| 投資有価証券          | 4,423         | その他資本剰余金       | 491           |
| 関係会社株式          | 2,495         | <b>利益剰余金</b>   | <b>42,525</b> |
| 関係会社出資金         | 1,229         | 利益準備金          | 436           |
| 関係会社長期貸付金       | 973           | その他利益剰余金       | 42,088        |
| 長期前払費用          | 15            | 固定資産圧縮積立金      | 9             |
| 前払年金費用          | 374           | 別途積立金          | 3,541         |
| その他             | 419           | 繰越利益剰余金        | 38,538        |
| 貸倒引当金           | △18           | <b>自己株式</b>    | <b>△2,562</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>64,031</b> | 評価・換算差額等       | 2,317         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 2,317         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>52,470</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>64,031</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |               |
|-----------------|-------|---------------|
| 売上高             |       | 45,162        |
| 売上原価            |       | 26,985        |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>18,177</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 5,772         |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>12,404</b> |
| 営業外収益           |       |               |
| 受取利息            | 17    |               |
| 受取配当金           | 116   |               |
| 仕入割引            | 45    |               |
| 為替差益            | 144   |               |
| その他             | 48    | 373           |
| 営業外費用           |       |               |
| 支払利息            | 2     |               |
| 自己株式取得費用        | 13    |               |
| 固定資産処分損         | 9     |               |
| その他             | 0     | 25            |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>12,752</b> |
| 特別利益            |       |               |
| 固定資産売却益         | 46    |               |
| 投資有価証券売却益       | 63    |               |
| 関係会社清算益         | 517   |               |
| 補助金収入           | 30    | 658           |
| 特別損失            |       |               |
| 投資有価証券売却損       | 2     |               |
| 工場建替関連費用        | 175   | 178           |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>13,232</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,670 |               |
| 法人税等調整額         | 25    | 3,695         |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>9,536</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本ピラー工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃原 一也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳雄  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピラー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は売買契約に基づき、2023年4月3日に株式会社タンケンシールセーコウの全株式を保有する株式会社アスパラントグループSPC6号の株式を取得し、同社の子会社化及び株式会社タンケンシールセーコウの孫会社化を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本ピラー工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は売買契約に基づき、2023年4月3日に株式会社タンケンシールセーコウの全株式を保有する株式会社アスパラントグループSPC6号の株式を取得し、同社の子会社化及び株式会社タンケンシールセーコウの孫会社化を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制に係る監査等委員会監査実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場、支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて当該子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、事業の報告を受けました。
  - (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

日本ピラー工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 丸 岡 和 広 ㊟

監 査 等 委 員 高 谷 和 光 ㊟

監 査 等 委 員 小 林 京 子 ㊟

(注) 監査等委員高谷和光及び小林京子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区新町1丁目7番1号

**日本ピラー工業株式会社** 本社4階会議室

TEL (06) 7166-8281 (代表)

交通のご案内

地下鉄

四つ橋線 **四つ橋駅** 2番出口より徒歩3分

御堂筋線・長堀鶴見緑地線 **心斎橋駅**  
より徒歩8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT  
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。